

うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第3号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及びその他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業	別記の①及び②	令和7年2月1日から 令和7年4月30日まで	定めなし	1	県内に所在する団体であり、かつ、採捕したうなぎ稚魚について適正な流通を行うと認められる団体
	別記の③から⑩			1	

※ 別記

- ① 井土浦
- ② 貞山運河と井土浦の合流点から貞山運河と七北田川の合流点に至る区域
- ③ 阿武隈川の河口から岩沼市吹上旧岩沼町と旧千貫村との境界線に至る区域及び貞山運河の岩沼市内の区域
- ④ 鳥の海入江口から鎧川の八ツ樋管排水門に至る鳥の海一円の水域
- ⑤ 牛橋入江口から上流高瀬川排水門に至る牛橋入江一円の水域
- ⑥ 笠野入江口から上流高瀬川の町道牛橋新浜線に至る笠野入江一円の水域
- ⑦ 新浜入江口から上流戸花川の県道相馬亘理線に至る新浜入江一円の水域
- ⑧ 後藤渕入江口から坂元川の県道相馬亘理線に至る後藤渕入江一円の水域
- ⑨ 小浦入江口から小浦川の県道相馬亘理線に至る小浦入江一円の水域
- ⑩ 赤川の河口から上流県道相馬亘理線に至る区域

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年12月18日から令和7年1月17日まで